

令和 7 年度

宮代町南高齢者相談センター
事業計画

宮代町社会福祉協議会

目 次

1	計画策定の趣旨	P 1
2	宮代町地域包括支援センター運営の基本方針	P 1
3	宮代町南高齢者相談センター基本方針	P 2
4	業務と（主に）取組む事業	
I	介護予防ケアマネジメント業務	P 3
II	一般介護予防事業	P 5
III	総合相談支援業務	P 6
IV	権利擁護業務	P 8
V	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	P 9
VI	地域ケア会議推進事業	P 1 0
VII	在宅医療、介護連携推進事業	P 1 1
VIII	生活支援体制整備事業	P 1 2
IX	認知症総合支援事業	P 1 3
X	任意事業	P 1 4
XI	運営体制・管理体制	P 1 6

令和7年度 事業計画

1 計画策定の趣旨

本計画は、「第9期宮代町介護保険事業計画」の基本理念及び「令和7年度宮代町地域包括支援センター運営方針」、「宮代町地域包括支援センター運営業務委託仕様書」等を踏まえ、地域包括ケアシステムを推進する中核機関として、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を支援し、誰もが安心して自分らしく暮らせるまちの実現に向けた取組みを進めていくため、令和7年度に推進する重点目標を設定し、事業運営を進めるため定めるものです。

◆第9期宮代町介護保険事業計画の基本理念

高齢者の尊厳が守られ 自分らしく いきいきと生きるまち

2 宮代町地域包括支援センター運営の基本方針

高齢者が、住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう、高齢者の心身の健康の維持、生活の安定のために必要な援助など、介護・医療・保険・福祉の側面から包括的な支援を行います。

◆運営にあたっての3つの視点

「協働性」の視点…職員間のもとより、地域の関係機関等との連携・協働による運営

「公共性」の視点…公正で、中立性の高い事業運営

「地域性」の視点…地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な運営

3 宮代町南高齢者相談センター（地域包括支援センター）基本方針

・宮代町社会福祉協議会における宮代町南高齢者相談センター（以下「センター」という。）の運営にあたっては、社会福祉法・介護保険法等の関係法令の定めに従い、地域で生活する一人ひとりが、住み慣れた環境で、尊厳を持っていきいきと生活を送ることができるよう支援します。

・複雑化、多様化する社会課題に対応するため、地域の特性や実情を踏まえた課題を把握するとともに、福祉・医療・介護などの関係機関、社会資源、住民活動等と協力しながら地域を支えるネットワークの構築を目指します。

宮代町南高齢者相談センター（地域包括支援センター）基本理念

どこかに つながる 場所になる

地域で生活するたくさんの方々と、
共に活動する機会を大切にしながら、
いざという時には相談できる場所となり、
住み慣れた地域で生活が続けられるよう、
取り組みます。

4 業務と（主に）取り組む事業

町の「令和7年度宮代町地域包括支援センター運営方針」による、センターの以下の業務における重点目標を明確にし、各事業に取り組みます。

- I 指定介護予防支援事業（法第8条の2第16項）・介護予防ケアマネジメント業務（法第115条の45第1項第1号ニ）
- II 一般介護予防事業（法第115条の45第1項第2号）
- III 総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号）
- IV 権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号）
- V 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第115条の45第2項第3号）
- VI 地域ケア会議推進事業（法第115条の48第2項）
- VII 在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の45第2項第4号）
- VIII 生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）
- IX 認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号）
- X 任意事業（法第115条の45第3項）
- XI 運営体制・管理体制

* 法は介護保険法（平成9年法律第123号。）をいう。

I 指定介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメント業務

<町の方針>

① 指定介護予防支援事業

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整等を行います。

受託者は本町から指定介護予防支援事業所の指定を受け、「宮代町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成27年宮代町条例第6号）を遵守し、事業を実施します。

② 介護予防ケアマネジメント業務

要支援者、事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、予防介護サービス、生活支援サービス事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。

事業目標

- ・高齢者が健康を維持し、生活の質を維持・向上させ、住みなれた地域で自立した日常生活を送れるよう適切に支援します。
- ・多職種の専門的視点によるアセスメントにより、地域資源等を活用した利用者の主体的な取組みを支援し、自立した生活に向けた介護予防ケアマネジメントを行います。

具体的な取組み

- ・多職種の専門的視点を活用した介護予防マネジメントを推進します。
- ・居宅介護支援事業所への業務委託や連携を図りながら、事業対象者、要支援者等の自立支援に向けた適切なケアマネジメントを提供します。

- ・利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、地域の様々な資源を活用し、利用者にそった適切な介護予防サービス等の利用にかかる介護予防サービス計画等を作成、評価します。
- ・利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人が必要なサービスを主体的に利用し、目標の達成に取り組んでいけるよう支援します。



Ⅱ 一般介護予防事業

＜町の方針＞

① 介護予防把握事業

閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握するために、高齢者宅への個別訪問を行い、必要に応じて介護予防活動等へつなげます。

② 介護予防普及啓発事業

介護予防の普及啓発に資する運動、栄養、口腔等に係る介護予防教室等を月に1回～2回程度開催し、地域の一般高齢者が参加することで、身近な相談拠点としての役割を充実させます。

事業目標

① 介護予防把握事業

- ・関係機関と連携し、支援を必要とする者の把握に努め、早期介入により、必要な介護予防活動へつなげます。

② 介護予防普及啓発事業

- ・介護予防事業（教室）を実施し、地域住民の介護予防への関心と利用者のセルフマネジメント力を高めます。

具体的な取組み

① 介護予防把握事業

- ・関係機関（町関係部署、民生委員、見守りサポーター、医療機関等）との連携及びセンター業務（総合相談支援業務、給食配食のサービス調査及び緊急時通報システム申請者調査業務等）の運営をとおして、支援を必要とする者を早期に把握し、必要な介護予防活動へつなげます。

② 介護予防普及啓発事業

- ・介護予防の普及啓発に資する運動、栄養、口腔等に係る介護予防教室等を、3か月に1コース（4回）として、年4コース程度開催します。

Ⅲ 総合相談支援業務

＜町の方針＞

- ・高齢者に関する各種の相談に対し、関係機関と連携し、総合的に対応するとともに、指導及び助言を行います。
- ・地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行います。
- ・高齢者、家族、近隣住民、地域高齢者の相談協力員である民生委員・児童委員等地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対応し、相談内容に即したサービスや制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行います。
- ・専門的継続的な関与や緊急対応が必要な場合には、当事者に関する課題を明確にしたうえで、個別支援計画を作成し、適切なサービスや制度へのつなぎと継続的なフォローを行います。
- ・地域の要配慮者等又はその家族等の保健福祉サービスの利用申請手続きの受付、代行等の便宜を図る等、利用者の立場に立って保健福祉サービスの利用調整を行います。また、定期的に情報収集を行い、期待された効果の有無を確認し、評価します。

事業目標

- ・相談しやすい窓口として、センターの周知に努めます。
- ・一人ひとりに寄り添った切れ目のない支援を提供できるよう地域の関係機関とのネットワークやチームアプローチによる相談支援を実施します。
- ・一人の職員に責任がかからない相談体制とします。

具体的な取組み

- ・チラシ、社協だより、ホームページ等を活用し、センターの周知を図ります。
- ・相談内容により、担当分けをするとともに、複雑なケースや精神的に負担のかかる支援については、2職種（複数担当）で訪問し、主担当と副担当制とします。

- ・高齢者やその家族等の多種多様な困りごとを解決するため、社協における地域福祉業務や各種関係機関と連携し適切な機関、制度、サービス、地域活動等につなぎます。
- ・困難ケースでは、職員間の情報共有を図る場を設定します。
- ・継続的支援を重視し、相談にかかる経過について記録し共有します。



Ⅳ 権利擁護業務

＜町の方針＞

地域住民や民生委員・児童委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題解決できない、適切なサービス等につながる方法がみつからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から支援を行います。

事業目標

- ・高齢者の権利擁護にかかる必要な知識の普及啓発、制度の活用促進に努めます。
- ・専門的、継続的視点から総合的な相談に応じます。

具体的な取組み

権利擁護に関する研修へ参加し、職員の資質向上に努めます。

① 成年後見制度の活用促進

- ・パンフレット等を活用し、相談窓口や各種教室・講座、地域交流サロン等で配布することで、成年後見制度の活用、促進を図ります。
- ・成年後見制度に関する利用者支援を実施します。

② 老人福祉施設等への措置の支援

- ・老人福祉施設等への措置入所が必要と判断した場合は、速やかに町に報告します。

③ 高齢者虐待への対応

- ・宮代町高齢者虐待緊急時対応マニュアルに基づき、速やかに高齢者の状況を町に報告し、町と連携して対応にあたります。

④ 困難事例への対応

- ・困難事例を把握した場合は、町と相互に連携し、必要な支援を行います。

⑤ 消費者被害の防止

- ・消費者被害の防止や早期発見ができるよう、消費生活相談窓口等と連携し、必要な支援、必要な情報提供を行います。

V 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

<町の方針>

地域の高齢者が住みなれた地域で暮らすことができるよう、主治医と介護支援専門員との連携をはじめ、他の様々な職種との協働や地域の関係機関との連携を図るとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントを実現するため、介護支援専門員に対する後方支援を行います。

事業目標

- ・研修や相談対応を通じて、介護支援専門員等の負担軽減、資質向上を図ります。
- ・多職種相互の連携・協働の体制づくりを進めます。

具体的な取組み

① 包括的・継続的ケアマネジメントの体制構築に向けた取組み

各介護保険事業所の資質向上に向け、介護従事者連絡会を年2回（南北交互に開催）程度開催します。

② 介護支援専門員に対する個別支援

- ・介護支援専門員からの相談に応じるとともに、状況に応じて同行訪問等の後方支援を行います。
- ・高齢者在宅生活の支援に必要な地域資源や地域の居場所等の情報を適宜提供します。
- ・困難ケースなど課題のある事例に対し、適宜地域ケア会議等を通じ、多職種で問題解決を図ります。

VI 地域ケア会議推進事業

<町の方針>

- ・介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者により構成される会議を2カ月に1回程度開催します。(各圏域で交互に主催)
- ・個別ケースを検討する困難事例検討会議は、必要に応じて、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体とともに開催します。
- ・介護支援専門員の資質向上に資するよう、その効果的な会議の実施に努めます。

事業目標

地域ケア会議を通じて、個別ケースの支援を行うとともに、地域課題の把握につとめ、課題解決に向けた検討、取組みを進めます。

具体的な取組み

- ・介護支援専門員が抱える困難ケースなど課題のある事例に対し、地域ケア会議を開催（2カ月に1回南北交互に開催）し、多職種で問題解決を図ります。
- ・個別事例を通して、多職種で課題分析を積み重ねることで、地域に共通した課題を抽出し、協議体において、地域に必要な資源の検討を行います。

VII 在宅医療・介護連携推進事業

<町の方針>

在宅医療、介護連携の課題の抽出と対応策の検討、地域住民への普及啓発及び医療介護関係者の情報共有の支援、研修への参加を促します。

事業目標

- ・医療と介護が必要な状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしが継続できるよう、在宅医療・介護連携の理解を促進します。

具体的な取組み

- ・在宅医療・介護関係者等が参画する会議や研修会等に参加します。
- ・在宅医療・介護連携への理解を促進するため、パンフレット等を配布し情報提供に努めます。



Ⅷ 生活支援体制整備事業

＜町の方針＞

- ・研究会や協議体等が中心となって実施する地域資源の実態調査等へ協力します。
- ・生活支援サービスに係るボランティア等の担い手を養成するための研修等へ参加します。

事業目標

- ・協議体や生活支援コーディネーターの活動と連携し、地域課題の把握や地域資源のネットワークを共有します。

具体的な取組み

- ・協議体に参加し、社協の生活支援コーディネーターと連携を図りながら、地域サービスや利用者、住民などに関する課題を把握します。
- ・地域資源の掘り起こしやネットワークの構築、地域ニーズと資源のマッチングに向けた取組みを行います。

Ⅸ 認知症総合支援事業

<町の方針>

- ・総合相談支援業務等により把握した認知症の早期診断・早期対応が必要な個別事例を、認知症初期集中チームに適切につなげます。同チームが開催するチーム員会議に出席するとともに同チームと連携を図ります。
- ・認知症の人とその家族に対する支援体制の構築のため、認知症地域支援推進員の配置に努め、認知症の人と家族や専門職等が役割を持って参加する「チームオレンジ」や介護教室等を開催します。

事業目標

- ・認知症の方の視点を重視し、地域の中に認知症への理解を広げます。
- ・認知症の方とその家族に対し、その時の状態に応じた切れ目のない適切な相談支援を行います。
- ・認知症の人とその家族が、孤立しない居場所をつくります。
- ・認知症の方を支えるしくみ（チームオレンジ）の基礎づくりを進めます。

具体的な取組み

① 初期段階からの支援

- ・総合相談や関係者との連携により、認知症の疑いのある方を早期に発見し、当該者の相談、訪問対応により、認知症初期集中チームに適切につながります。

② 認知症の人と介護者支援

- ・認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人と介護者が地域住民や専門職等と相互に情報共有し交流できる場として「認知症カフェ」を月1回程度運営します。
- ・認知症介護にかかる相談支援を行い、認知症の人と介護者の身体的、精神的な負担軽減に取り組みます。

③ 認知症サポーター活動の促進と地域づくりの推進

- ・認知症サポーター養成講座、認知症サポーターステップアップ講座を開催し、認知症の人を支える「チームオレンジ」の基礎作りをすすめます。

X 任意事業

<町の方針>

① 介護給付等費用適正化事業

町が行うケアプラン点検において、センターの主任介護支援専門員が参加し、町内居宅介護支援事業所の介護支援専門員へケアプランについて助言を行います。

② 家族介護支援事業

高齢者を介護している家族の身体的、精神的な負担を軽減するため、介護者の健康相談等を実施し、支援していきます。

③ その他事業

- ・認知症サポーター養成業務のため、キャラバンメイトを受講し、認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバンメイトを養成するとともに、地域や職域において認知症の人とその家族を支える認知症サポーター養成講座を開催し、認知症サポーターを養成します。
- ・給食配食サービス業務、緊急時通報システム機器設置業務として、給食配食

のサービスや緊急時通報システムを新規で受けようとしている方及びその他調査を必要とする方に対して実態調査を行います。また、このサービスを受ける方の安否確認が必要な場合は、訪問して状況の把握を行います。

事業目標

① 介護給付等費用適正化事業

- ・介護（予防）給付費の適正化に向けた介護サービス事業者等へ必要な支援を行います。

② 家族介護支援事業

- ・高齢者を介護している家族等に対し、必要な情報提供や相談支援を行います。

③ その他事業

- ・高齢者の生活を把握し、暮らしを支える必要な事業を実施します。

具体的な取組み

① 介護給付等費用適正化事業

- ・町が行うケアプランの点検に参加し、利用者に適正なサービスが提供されるよう、ケアプランの作成に係る助言等を行うとともに、介護従事者連絡会を活用し研修会等を実施します。

② 家族介護支援事業

- ・高齢者を介護している家族介護者の身体的、精神的な負担を軽減するため、介護者のヘルスチェックや健康相談等に応じるとともに、必要な情報提供に努めます。

③ その他事業

- ・地域住民や各種機関・企業等へ認知症サポーター養成講座及び認知症に関する講座等を開催し、認知症に対する正しい知識啓発に努めるとともに、キャラバンメイト及び認知症サポーターを養成します。
- ・給食配食のサービス及び緊急時通報システムの新規申請者に対する実態調査を行い、利用者の状況把握に努め、必要な高齢者サービスにつなげます。



XI 運営体制・管理体制

<町の方針>

① 職員の姿勢

センター職員は、高齢者自身の意思を尊重し、高齢者が住みなれた地域でその人らしい生活を継続できるよう支援することを念頭において業務を遂行します。判断能力の低下した高齢者の支援にあたっては、その高齢者の代弁者として視点を意識して業務遂行に努めます。

② 職員のスキルアップ

センターの職員は、相談技術の向上等業務に必要な知識、技術の習得を目的とした研修等に積極的に参加し、各職員が学んだ内容を全職員に伝達、共有することにより、センター全体のスキルアップに努めます。

③ きめ細やかな相談支援、記録の実施

センターに寄せられた相談に対して、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな相談支援を実施します。

また、継続的支援を重視し、高齢者の心身の状況の変化等に合わせた適切な対応が図れるよう努め、その経過について記録します。

なお、センターが受けた介護サービスに関する相談については、必要に応じて随時、報告・協議を行うほか、月に1回、相談回数等を取りまとめた報告書を町に提出します。

④ 行政機関等との連携強化

支援が困難なケース等について迅速に対応できるよう、関係機関等と日常的に連携を図ります。

⑤ 広報活動

センターの業務を適切に実施するとともに、業務への理解と協力を得るため、広報紙やホームページ、地域行事への参加等をとおして広報活動を行います。

⑥ 法令の遵守

センターの運営等に当たっては、関係法令の遵守を徹底します。

⑦ 個人情報の保護

個人情報保護法及び宮代町個人情報保護条例に基づき、情報漏洩防止、第三者への情報提供及び目的外利用の禁止等、情報管理を通じて個人情報の保護を図ります。

⑧ プライバシーの確保

センターでの業務に当たっては、相談時に個室を利用するなど利用者のプライバシーが確保される環境を整備します。

⑨ 苦情対応

センターに関する苦情については、その内容を記録し、迅速かつ適切に対応します。

⑩ 災害対応

災害発生時においては、センター利用者の安否確認や必要な支援を行うなど、宮代町地域包括支援センター災害時対応ガイドラインに準じ、必要な応援体制を確保します。

⑪ 高齢者虐待防止措置・業務継続計画

高齢者虐待防止措置、業務継続計画の推進は、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を整備します。また、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できるよう業務継続計画を策定します。

事業目標

① 職員の姿勢

- ・各々の専門性を活かしながらチームアプローチによる効果的な支援を行います。

② 職員のスキルアップ

- ・相談助言技術やケアマネジメント技術の向上等業務を遂行する上で必要な知識や技術の習得に努めます。

③ きめ細やかな相談支援、記録の実施

- ・高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな相談支援を実施するとともに、その経過について相談記録を作成します。
- ・必要に応じて随時報告・協議を行うほか、月に1回相談回数等を取りまとめた報告書を町に提出します。

④ 行政機関等との連携

- ・支援が困難なケース等について迅速に対応できるよう、関係機関等と日常的に連携を図ります。

⑤ 広報活動

- ・業務への理解と協力を得るため、広報紙やホームページ、地域行事への参加等をととして広報活動を行います。

⑥ 法令の遵守

- ・センターの運営等に当たっては、関係法令の遵守を徹底します。

⑦ 個人情報の保護

- ・個人情報保護法及び宮代町個人情報保護条例を遵守し、個人情報の管理を徹底します。

⑧ プライバシーの確保

- ・センターでの業務に当たっては、相談時に個室を利用するなど利用者のプライバシーが確保される環境を整備します。

⑨ 苦情対応

- ・苦情処理体制を明確化し、苦情内容を迅速かつ適切に対応し再発防止に努めます。

⑩ 災害対応

- ・災害発生時には、宮代町地域包括支援センター災害時対応ガイドライン・社協災害対応マニュアルに準じ、センター利用者の安否確認や必要な支援を行います。

⑪ 高齢者虐待防止措置・業務継続計画

- ・社協の虐待防止員会及び事業継続計画（BCP）に準じ、必要な措置を講じます。

具体的な取組み

① 職員の姿勢

- ・各々の専門性を活かしながらチームアプローチによる効果的な支援を行います。

② 職員のスキルアップ

- ・年2～3回の定期面接を実施し、本人の業務や課題を確認したうえで、必要な知識や技術の習得に向けた研修参加を促します。

③ きめ細やかな相談支援、記録の実施

- ・職員のチームワークにより、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな相談支援を実施するとともに、その経過について相談記録を作成します。
- ・必要に応じて随時報告・協議を行うほか、月に1回相談回数等を取りまとめた報告書を町に提出します。

④ 行政機関等との連携

- ・支援が困難なケース等について迅速に対応できるよう、関係機関等と日常的に連携を図ります。

⑤ 広報活動

- ・専用のチラシ等を作成し、広報紙やホームページ、地域行事への参加等をととして、幅広く広報活動を行います。

⑥ 法令の遵守

- ・センターの運営等に当たっては、関係法令の遵守を徹底します。

⑦ 個人情報の保護

- ・個人情報保護法及び宮代町個人情報保護条例を遵守し、個人情報の管理を徹底します。

⑧ プライバシーの確保

相談時に個室を利用するなど利用者のプライバシーが確保される環境を整備します。

⑨ 苦情対応

- ・苦情処理体制を明確化し、苦情内容を迅速かつ適切に対応し再発防止に努めます。

⑩災害対応

・災害発生時には、宮代町地域包括支援センター災害時対応ガイドライン・社協の事業継続計画（BCP）に準じ、センター利用者の安否確認や必要な支援を行います。

⑪ 高齢者虐待防止措置・業務継続計画

・社協の虐待防止委員会の活動に参加するとともに、社協の事業継続計画（BCP）の中にセンターの業務を追加し、必要な措置を講じます。